

## 安田元久著

## 「初期封建制の構成」

日本の封建制度の歴史については、戦後の流行的話題や概念的論議は別として、その歴史の諸條件や具體的な特殊な發展の仕方について探究が進められ、既に我々は松本新八郎氏・石母田正氏等のすぐれた見解に接している。こうした時に當り、我々は、先に新補地頭や西國の惣地頭についてすぐれた成果を發表された安田元久氏の鎌倉封建制についての極めて實證的な業績を得ることが出来た。

本書は「鎌倉時代の地頭制度」と「鎌倉時代に於ける武士團の構造——紀伊國湯淺黨に就いて——」の二篇を収めている。「初期封建制の構成」という書名のもとにこの二論文が収められたのは、次の理由による。

氏は緒論に於いて「封建制」の概念と我國の封建制成立についての諸説を批判した後、頼朝の守護地頭補任權獲得を「純封建的本土地所有制（大名領地制）の成立發展の端緒を

なすもの」として重視し、更に土地機構の面から地頭補任權を「現實に行使し得た時期」として承久前後を初期封建制の成立期とされる。他方「その基礎構造の理解」のために「初期封建制を控う……武士團の構造と發展を考究する」必要を説かれていた。

第一篇の「鎌倉時代の地頭制度」においては「現實の地頭の把握のために」は先ず「制度としての地頭」の理解を必要とするという見地から第一章に「地頭制度」の再検討から着手される。まず氏は地頭の起源と意味について従来の諸説を批判しつゝ、本來地頭は「領主」の意味であり「平安末期の地頭職なるものは、主として、開發領主が所領を寄進し、その實際の領主權を自己の側に留保した際に、權限を表現するために用いられた名稱で、形式的には土地管理權を附與された莊官的立場にあるが、いわゆる莊官職とは異質のものである。」とされる。次いで地頭の性格を更に深く理解するために、下司と地頭の關係を論じて「鎌倉幕府の地頭は多くの場合下司跡に補任され、補任以前のその地の下司職、下司の所務内容を繼承したかまたはその

下司職を地頭所務の中に吸収したものと推定された。而してこの「兩者の本質的差異」を求めて、「武士独自の制度」たる「封建制度の基軸となるのが地頭制度であつた」とその意義を評價された。

第二章では右のようにして成立した制度の内容をなす「地頭職」について考察される。まず地頭一般の性格の多様性についての考慮から、(一)本領安堵の地頭職(二)新恩地頭職(三)警察事務の爲の臨時の地頭職に類別し、次に「地頭の一般的職權として、警察權、裁判權、年貢徵集權、土地管理權などあり、更に根本領主が地頭となる場合には土地進止の權をも有したこと」を述べられ、「それ自體決して地頭に固有のものではない」が、「公的權威」たる鎌倉幕府の「制度の擔い手として理解」される。この事から更に中川博士以來の論據を批判しつゝ、地頭職のもつ得分權的の性格と同時にその行政的職權を重視すべきを説かれる。

以上、地頭制度及び地頭職について考察された氏は、第三章において「地頭制度の歴史的意義」即ち地頭の中世封建制の成立史上の

役割を述べられる。第一に地頭制度による鎌倉幕府の支配機構につき、「土地を媒介としてこのような所領即ち得分権と職権とが混然とした所領の恩給安堵關係こそ、封建的關係と呼ぶべきであると思う。」而して幕府は平安以來の領主の本領支配を地頭制度に利用統一し、新恩地頭の配置により次第に波及させていつたもの、とされる。こうした支配體制と共に他方地頭の所領内における經營が問題になる。氏によればそこにおいては「基本的には小作制が行われ、部分的に賦役制が併せ用いられた」そして「地頭は明らかに在地名主層自營の農民の上に立つ領主であつて、そのためにこそ所領の安堵を希求せねばならなかつた。」その要求を「大きく統合し得たのが鎌倉幕府と在地武士との封建關係」であり

その具體的制度的表現が地頭制度である。更にまた、地頭は土地相論・地頭請所・下地中分などにより、慣例を論據にしてその經濟力を伸張するが、他方「幕府の地頭制度の運用の巧妙さ」による點も大きい。「鎌倉幕府の地頭制度の歴史は、この一口領主権の獲得に目標が置かれたところの領主権の成長の歴史といえよう。」というのが本編の結びである。

第二篇においては、從來の「黨」の研究の欠陥を指摘して鎌倉武士の族的結合や黨と呼ばれるものの何が「黨的性格」であるか、という本編の問題を提起されるが、氏は「黨研究の第一の試みとして」紀伊の湯淺一族をとり上げられるのである。

第一章湯淺黨においてはまず湯淺氏の家系をのべ、更に源平争亂の際に湯淺宗重が巧妙に身を處して頼朝の御家人になり、その所領を保證されたことと共に、頼朝の巧みな御家人獲得の手段を指摘される。次いで湯淺黨の構成を論じ、嫡流たる一族及び姻族がこの地方一帯に勢力を張つていた状態、及び「それが必ずしも本宗たる一個の惣領家というようにな單純な姿を示していない」ことを綿密に論證される。第二章鎌倉御家人では最初に「幕府の御家人に對する態度が極めて温情的であつたこと」「湯淺氏の御家人としての地位は……(守護等の)最上級の御家人に次ぐ程度のものであつたこと」またいわゆる西國御家人であつたことなどを論じ、次に幕府の地頭

政策の保護下における舊勢力及び支配下の住民との抗争、抑壓について有名な阿氏川庄を例としてその勢力伸張の状況をのべられる。

第三章湯淺一族の同族組織では、各莊園の地頭職相傳關係の検討により一族間の相互關係を考えられ、所領の相傳においては分割、交流が行われたが、これは一族間に婚姻・養子等の人爲的方法によつて同族的親近關係が保持されたことに基くもので、その結果惣領的地位も不明瞭になつた。

他方一族の所領の内部構成を追及して、そこにおいては「一族の所領たる名田が互に錯綜し、一庄の地頭が他庄に自己の名田を有し、互にその利害を分つているのであるから」「各自が領主的支配と所有を確立維持するために一族の族的團結が要請される。」そして一般に鎌倉時代の武士がこうした結合によつて所領を保持していたことは、同時に「純然たる大領主に成長し切れぬ」制約、限界でもある、とされる。第四章族の結合と武士團においては、前三章の考察を石母田氏の説を援用しつゝ更に廣い見地から位置づけされる。即ちまず、領主層の族的結合は彼等の領

主的地位獲得と同時にそれ以前の名主層の族的結合を再編成して成立しなければならず、それは源平争亂期の湯淺宗重の時代であつたらうことを指摘し、次いで一般に初期武士團は現實には領主層の族的結合と「重疊的構造」をなしているが、そこに前者の軍事的統制と後者の領主的獨立、また前者の主従關係を基礎づける個人的原理と後者の同族意識、という兩者の矛盾する性格が存することを述べ、これを克服した室町の武士團と對比してその必然性を論ぜられた。こうした一般的考察の後、湯淺一族について鎌倉前半期には武士團の性格が顯著であつたが、後半期になると各家々の獨立性が強くなり惣領家が見失われてくるがやはり共和的團結は保持していたことを述べ、更に「黨」の概念について「鎌倉末期の武士團においてかゝる表現が用いられる場合、湯淺のような状態を考へうと思はう。」即ち奥田氏のいわれる「庶子家の獨立性が發展し、惣庶關係の消滅により生ずる全く對等の武士團の同盟」こそ黨の名に價するものとされ、かゝる黨は必然的に南北朝の内亂を契機に解體せざるを得なかつたことを述べ

べられた。最後に氏は結語において、かゝる湯淺黨のもつ方向は「この時代一般の武士團の進むべき方向と正反對のもの」であることとを指摘されるのである。

以上本書の極く概略を紹介し得たと思はうが、こうした結論のためには數多くの史料による綿密な實證に多大の努力がはらわれていた點を強調しておきたい。なお、未熟な筆者にはこうした業績に對し、批判がましい事には敢えて感想を述べておきたい。

本書は「初期封建制の構成」を解明されんとしたものであるが、その場合、當然封建制と農奴制がその指標となる事は氏の云われる通りである。けれども問題は、農奴制と封建制が古代的なものと單に機械的に對立させられたのでは解決されないと思はう。例えば第一に、地頭制度が本質的に封建的であると認めるにしても劃期的な承久以後でさえ決して地頭が全國隔なく設置されたわけではない。従つて地頭制度は鎌倉社會全體の一部分でしかない。そしてこの場合、律令制と莊園制を一方に除外して「封建的」な幕府支配機構のみ

を問題にするとなれば、それでは既に社會全體の相互の關聯が見失われるのである。換言すれば、鎌倉幕府の下において遂に莊園制が克服され得なかつた弱み、地頭に對し保護と共に「行過ぎ」を抑えた理由こそ具體的に追求されねばならないのではなからうか。右と關聯して第二に、地頭の經營が基本的には小作制、部分的に賦役制といわれるが、この二つの形をいかように抽象してみても何等農奴制の指標とはなし難いと思はう。極端に云えば、小作形態は律令時代から現在に至るまで廣く存在したのであつて、問題は小作と賦役との量的な比重などではなく、むしろ何れが規定的であるか、また形態を裏付けている現實的な社會關係そのものとその本質的な限界點は何か、にあると思はう。第三に、地頭が下司の繼承であるという論は一應うなすけるとしても、兩者の相違を「公的權威」「制度的意義」のみに求められるのは餘りにきびしいと思はう。もしそうなら、なぜ下司と莊園制も「封建制」たり得ないのか、更に莊園制が「妥協」であるというのか、どういう事なのか、——つまりここで領主制というウクライアの量的

擴大が質的に發展して階級的な力關係に變化を來す點が指摘されていない。同様な事情は地頭制を大名領地制に連続させられる點についても云えることで、これだけでは地頭は單に大名の量的に未完成なものでしかなく、私は決して下司―地頭―大名という系譜を云々するのではない。その場合に一貫して存在する「領主制」――石母田氏の場合には「古代社會内部に於いて存在する封建的ウクラード」として用いられるが、この場合にも事實上この性格が存する――の發展の見透し、固定的・類型的なものとしてではなく迂餘曲折を経た人々の苦闘の姿、というものが充分考慮されていないのではないか、と思う。つまり形態ではなくその内部構造、直接生産者との生産關係、支配権力關係の變化が問題ではなからうか。従つてこの點から、第四に、武士團・黨などは地頭制の「内部構造」ではなくていわば私的な（制度の公的に對する）面だと思ふが、かかる黨などの形態が所領の「構成」（＝分布の仕方）によるならば、むしろかゝる「構成」を生ぜしめた領主制の發展の段階こそ問題であり、農民を抑え舊勢

力と戦つてその力を伸張したというだけでなくその伸張の仕方、を具體的に分析すべきではないだらうか。またそれと同時に、その地域的な相違を積極的に問題にする事も必要ではないだらうか。

右の事は惣じてまた次のようにもいえると思う。即ち氏は、封建制を單に法制的のみにあらずに、農奴制を「基底」にして成立するものとして考えることの必要を緒論において説かれてゐる。にも拘らず、本書にあつては、農奴制が「經濟的な面」として「封建制」に並列したものととして附隨的に扱われてゐるのではなからうか。この事は地頭の起源を語源的、語義的に「領主」と規定する比較的安易な態度、及び制度が封建制を推進させたと強調されるかに印象づけられる敘述の仕方にも表われており、また、他方で武士團を封建制の「基礎構造」といわれる等の概念の曖昧さ、而も黨の分析の際に領主相互間の關係だけが追求されて「領主制」的生產關係自体が何等具體的役割を與えられていない點にも指摘できると思う。氏は明かに法制史的な理解方法の欠陥を考慮されているに拘らず、未だ

法制史的乃至形態論的な臭みを残されてゐるのではなからうか。

以上若干點について筆者の感じた疑問を提出したのであるが、しかし考えてみればこれは本書の意圖外に屬するものかも知れない。本書は氏が「當面の問題として」地頭制度及び武士團の構造を問題にされた成果であつて、もし右の諸點に誤りがないとしても、實はこれらは残された問題といふべきかも知れない。むしろ我々は、本書の地頭制度及び湯淺黨についての實證的な史料の解決と構成を學問上の礎石として高く評價すべきである。氏が正しく指摘されたように、今日までの我々の地頭制度に對する理解は多くの誤りを含んがいたのであり、そしてそれを是正する事が封建制度理解のため、不可缺のものなのである。更にまた、黨についても、いろ／＼な見透しはあつても實證的な確實な知識に乏しいというのが今までの學界の状況であつた。こうした點で氏の業績は學界に貴重な知識を與えられたものといふべきであらう。

以上甚だ粗雑な紹介と批判であつて、却つて著者と讀者に對し迷惑ではないかと恐れる

が、なお最後に、未熟不適任な筆者の誤解、盲蛇におじぎる暴言があれば、著者に對し深く寛恕を乞う次第である。

(昭和廿五年四月國土社刊、

A5、二一九頁、二五〇頁)

——黒田俊雄——

## 堀江英一著

### 「西洋經濟史」

終戦後、「本源の蓄積過程における國家權力の問題」(季刊社會科學第一集)、「絕對主義の經濟段階」(時論、一九四九・五)、「原始蓄積の類型」(經濟評論、一九四九・六)、「初期獨占」(經濟論叢、第六十四卷第四、五、六合併號)等の、ヨーロッパ特にイギリスの初期資本主義に關する諸論文を發表してイギリス資本主義成立史に鋭いメスを加えて來られた著者が、最近西洋經濟史の講義録を整理した本書を公けにせられた。勿論僅々二百三十頁を出でない概説書である。ところが本書は表題の示す如きヨーロッパの一般經濟

濟史であるのではなくて、「イギリス(實は更に狭くイギリス)の資本主義形成過程」をほゞ十四世紀初め頃から十九世紀中葉に至る五世紀間に亘つて分析したものである。従つてこれは、イギリス資本主義成立史であると云える。既にわれ／＼は此の領域に於て本位田譯男博士や野村兼太郎教授等の秀れた業績、殊に大塚久雄教授の古典的名著を持つてゐる。して見れば、此等の諸成果を前にして著者は如何なる意圖の下に自らを位置づけようとするのであらうか。著者自身の聲を聞いて見よう。「……その際は資本主義の發展がつきつきと生み出して來る發展段階に従つて、それぞれの發展段階が持つ生産關係

Ⅱ階級關係をあきらかにし、そしてその生産關係Ⅱ階級關係がいかにそれぞれの時代に特有な政治形態を規定するか、を分析しようとする。……わたしはこれまでの通史として

は珍らしい計画「イギリス近代政治經濟史をなしとげようとした。」更に「資本主義の發展過程は……政治過程を規定する基礎過程である。經濟史は政治經濟史であることが必要である。蓋し政治過程に於ける闘争こそ經濟

濟過程に規定された階級對立のウイウイドな反映であるからである。」即ち著者の意圖する所は、(一)先づ資本主義の各發展段階に於ける生産關係Ⅱ階級關係を分析し、(二)次に規定するかを究明し、通史としては未開拓のイギリス近代の經濟史ならぬ政治經濟史の輪廓を描くことであつた。思えば戦後に發表された著者の諸論文の中心テーマは、絕對主義を資本主義のどの發展段階のものとするかという問題をめぐる下部構造と上部構造との聯關にあつたのであり、本書は著者が西洋經濟史研究に當つて年來抱いて來られた新しい方法の通史への擴大であると云うことが出来るであらう。

それでは著者はイギリス近代政治經濟史をどのような構想の下に描き出そうとするのであらうか。先ず著者は、資本主義の本質を産業資本の存在に求め資本主義を産業資本主義と規定される。従つて資本主義の發展段階をあげようとする場合當然産業資本の發展段階を規定することが主要課題となつて來なければならない。その場合著者は指標をマルク